

# NEWS LETTER

Japan Association for College Accreditation 財団法人 短期大学基準協会

2007.8 Vol.39

## Contents

- 巻頭言 短期大学基準協会に寄せて  
論説 平成 18 年度評価を振り返って  
事例紹介 松本大学松商短大部－湘北短大の相互点検・評価の歩み

## 巻頭言 短期大学基準協会に寄せて

財団法人短期大学基準協会 理事  
桜美林大学大学院 教授

館 昭



今後の短期大学基準協会に期待すること、との論題をいただきました。小生は平成6年の本協会創立以来理事を務めておりますが、当初は学位授与機構の、現在は一私立大学の教員であり、高等教育研究者の立場で本協会の活動に係わって参りました。そうしたことから、協会運営や評価業務にも参画してはおりますが、その活動の中心は、現在は委員長を仰せ付かっている、調査研究委員会においてまいりましたので、その視点から論じさせていただきます。

本委員会は協会発足と同時に設置されましたが、その最初の仕事は平成3年の設置基準の大綱化を中心にした改革のフォローアップで、その成果として『短大ファーストステージ論』を上梓しました。「ファーストステージ」という語彙は、今ではそうした英語がもともと存在したかのように流通しています。その後、欧米先進5カ国の調査を実施し、欧米の短期高等教育が生涯学習社会の構築に要として政策化され、コミュニティ・カレッジ的な機能を発展させている様子をレポートし、日本の短期大学の発展方向について『短大からコミュニティ・カレッジへ』において提起しました。これは、平成13年からの「地域総合科学科」政策の展開に、直接、間接に貢献しています。また、上記の調査で世界の短期高等教育における学位の動向を紹介し、追ってイギリスの新学位（ファンデーション・デグリー）の調査を実施しました。これらは、平成17年の短期大学卒業生称号の学位化に貢献しています。

平成17年に協会は認証評価機関、財団法人となりました

たが、現在同委員会は「短期大学における主体的改革・改善に資する自己評価方法に関する調査研究」、「第三者評価の国際通用性の強化に関する調査研究」を重点課題として設定して、活動して来ています。前者の課題については、吉本圭一九州大学准教授をリーダーとする研究グループと伴に卒業生調査法を確立し、さらにステークホルダー調査の開発、実施、普及に取り組んでいます。また後者では、評価自体の国際通用性を検討する観点から、短期高等教育の評価に関する国際動向の調査を実施するなど、合目的的な活動を展開していません。

以上に調査研究委員会の活動を紹介して来ましたが、申し上げたかったことは、本協会の活動が、評価活動を軸としつつも、個々の短大の、短期大学全体、引いては短期高等教育制度そのものの発展につながる視野をもって展開しているということです。そうした課題は他の評価機関も掲げていますが、それを、系統性をもって実施してきているのは、本協会のみとっていいでしょう。いただいた論題「今後の協会に期待すること」の結論、それは、こうした調査研究の伝統を生かし、発展させていただくことです。本協会の調査研究は、短期大学の将来展望を提起し、自己改善のツールを提供してきています。これまでの成果については、もとより不完全なものではありますが、協会全体でもっと活用してください。そして、今後の展開への、さらなるコミットをお願いいたします。

# 平成 18 年度評価を振り返って

第三者評価委員会 委員

大野 博 之 (国際学院埼玉短期大学 副理事長・副学長)

## はじめに

世界の先進主要国は、国際競争力強化等の観点から、大学の教育研究水準の維持向上を目指し、大学評価を改革の重要テーマとして、積極的に大学改革に取り組んできている。我が国においても平成 16 年から学校教育法に基づく認証評価が開始され、自己点検・評価の充実や大学評価を通じた大学改革が進行途上にある。人材以外に資源の乏しい我が国が、国際社会の中で経済社会全体の発展を可能とするためには、国際競争を担う人材に加え、社会を支える良質で勤勉な多数の人材の育成が不可欠であり、短期大学が果たすべき役割は極めて重要であるといえる。短期大学の質の向上については、教育研究活動や組織運営などについて、不断に自己点検・評価し、認証評価制度を活用しながら、高等教育機関としての更なる充実向上を図っていくことが期待されているところである。本協会の第三者評価（認証評価）は、アメリカのアクレディテーションに範をとって始まった。文化の違うシステムを導入し、成果を上げるか否かは、関係者の相互理解に基づく制度の運用に大きなウエイトがかかっているといっても過言ではない。このことから、本稿では平成 18 年度評価を振り返りながら、今後の課題について考えたい。

## 平成 18 年度評価から

本協会が実施した平成 18 年度の第三者評価は、平成 17 年 7 月末に 49 短期大学から申し込みがあり、その後平成 18 年 3 月までに 4 校からの取下げがあった。書面調査、訪問調査を経て機関別評価原案作成に際し、1 校から評価申請の取下げがあったが、平成 19 年 3 月に開催された評議員会及び理事会において評価実施校 44 校すべてが、短期大学評価基準を充たしているとし適格認定がなされた。当該評価に携わった評価員は 234 名であった。本協会の実施する第三者評価は、各短期大学の誠実な自己点

検・評価活動と ALO の献身的な努力からなる自己点検・評価報告書をもとに、各評価員の真摯な評価活動があって評価そのものが成り立っている。この第三者評価は、100 年の歴史を持つアメリカ大学評価のシステムのコピーではなく、システム運用をマスターしながら独自の評価文化をつくり上げていくことが期待されており、その鍵は直面している課題解決にある。

第一の課題は「評価の負担軽減」である。現在、短期大学は、学生募集や社会的ニーズへの対応をはじめ、組織改革等を積極的に推進している。限られた資源で激しい環境変化へ対応しつつ、全学を挙げて自己点検・評価活動を展開していくことは必ずしも容易ではない。自己点検・評価報告書の作成や訪問調査時の受入準備等についての負担軽減が望まれている。また、評価員も本務を遂行しながら研修会に参加し、書面調査・訪問調査等の評価活動に対する負担は想像に難くない。チーム責任者はとりわけ重責である。現行の評価システムにおいて、「評価の質」を保ちつつも効率化を図っていくことが求められる。

第二は「評価の再評価」である。本協会の評価は、対話を重視したピアレビューを基本とし、社会的批判に耐えうる評価（学位授与機関としての質保証）と個別短大の状況を十分汲み取った評価（短期大学教育の質の保証を図り、加えて短期大学の主体的改革・改善を支援して、短期大学教育の向上充実に資する）の双方を実現させることが期待されていることから、常に社会に対する説明責任を果たしていかなければならない。近年、アメリカにおいて、より中央集権的で一元的な高等教育の質の管理方法が望ましいとする考え方と、従来型のメンバーシップ制の優れた点を強調する考え方が議論されたことは興味深く、本協会の第三者評価についても、国際的通用性に鑑みた「評価の再評価」に関するシステム設計が必要になってくる。

第三は「評価経験の蓄積」である。本協会が参考として

いる ACCJC (Accrediting Commission for Community and Junior Colleges) アメリカ合衆国二年制高等教育認定委員会によるアクレディテーションでは、「評価員の成長」が「教育機関の成長」に深く関係している。そこでは、評価経験者が評価校の取組から多くの事を学びながら、短期大学を分析的かつ総合的に捉える能力開発がなされており、自校の自己点検・評価活動に対しても積極的にコミットする組織改革のリーダーに成長している。ピアレビューを通じて、各教育機関の充実向上と、短期高等教育全体の発展に資する人材育成がシステムとしてなされているのである。本協会においても、数多くの評価員が評価経験を蓄積し、評価結果の「知」を生かしてこそ、各短期大学並びに短期大学全体の発展に寄与することができるであろう。今後も各短期大学から数多くの評価員が輩出されることが期待される。

第四は「評価基準の見直し」である。アメリカの例を見ても、評価基準は常に修正、改善が加えられてきており、歴史的に見ても、定量的な基準から定性的な基準へ、教育評価もインプットからアウトプットへと変化している。特に成果 (Outcomes) は暗黙 (Implied) なものから明白 (Explicit) なものへ、有効性 (Effectiveness) は推測 (Inferred) から立証 (Evidenced) へとそれぞれ変化してきている。本協会の評価基準も評価の一巡を経て、修正、改善の取組が具体化されていくであろう。

第五は「多様性の保持」である。現在、私立学校の経営が厳しい環境変化にさらされ、大学の破綻が現実的な問題となる中、管理運営や財務の評価の考え方が大変難しい。本協会の第三者評価の精神を生かしつつ、事業の継続性をどのように捉えるべきかが課題である。アメリカにおいては、選別よりも向上目標に焦点をシフトさせ、画一化・標準化よりも高等教育機関の多様性を保持し、各教育機関の改善を支持するシステムへと変化してきた。本協会においても、学習成果を焦点にした向上充実のための査定サイクルの適用によって、短期大学の発展を支えていくという視点に立った評価が重要であると考えられる。

## むすび

教育基本法が昭和 22 年以来 60 年ぶりに見直された。大学の役割や自主性・自律性などの大学の特性が尊重されるべき内容が新設されたことにより、大学の社会貢献について明記されるとともに、各大学は社会貢献の内容を明ら

かにすることが求められることになった。文部科学省は、中央教育審議会の答申を受けて、近く大学設置基準を改正する方針であり、各短期大学には地域に密着した教育機関に徹する等、「機能分化」の選択が迫られることになる。短期大学は昭和 25 年暫定的制度として発足以来、幾多の困難を克服して今日まで発展してきた。今後も短期大学が一層の発展を遂げていく為には、各短期大学の不断の自己点検・評価と第三者評価の活用が重要であることは言うまでもない。留意すべきは取組の姿勢である。自己点検・評価活動は短期大学の質の向上の全ての基本であり、報告書は日々の改善・改革に役立つ設計図でなければならない。決して 7 年毎に巡ってくる第三者評価のためだけの取組に終わらせてはならない。また自己点検・評価報告書はそれ自身が目的ではなく、確実にプロセスに移されることではじめて意味を持つ。組織の実行力は、オープンで忌憚のない、かつ形式にこだわらない「対話」によって確実に高められていく。「問題の無い大学は無い」。問題はその問題の所在に気づかないこと、あるいはその問題を先送り・放置・隠蔽することにある。対話こそが知的労働者の生産性と育成の礎となる最も重要な要素であり、それを促進させていくのは理事長・学長のリーダーシップに他ならない。本協会はそういった諸活動を支援していく役割も有している。

アクレディテーションはもともと大学の水準を評価し、学生の教育の質を確保する目的から成立したものであるため、教育面の評価を中心としており、モデル大学のアカデミック・スタンダードを基準として優劣の評定や序列化を行うのではなく、個別大学の教育目的やミッションをいかに達成しているかという観点から、特定の基準を充たしているか否かを判定する。判定は合否のいずれかであり、優劣や序列化は行わない。本協会が目指す第三者評価も、短期高等教育の発展につながるものでなければならない。今後も、短期大学の多様性が尊重され、個々の短期大学が一層の向上充実を図り、それぞれの改善や改革に資する評価への挑戦が何よりも重要な課題であると考えられる。



## 事例紹介

# 松本大学松商短大部－湘北短大の 相互点検・評価の歩み

住吉 広行 (松本大学／松本大学松商短期大学部 副学長)

### (1) これまでの経緯

大綱化以降、大学運営について規制緩和し、自己責任を強化するという考え方で、設置についても事前審査よりも事後評価が重視されています。まずは自己点検・評価に始まり、次いで当基準協会も推進しているように同一県内にはない大学との間で、相互点検・評価を行うことになりました。この評価文化の流れは第三者評価へとつながってきています。

このような背景のもと、会計学担当教員同士がたまたま知人だったという関係から、本学と湘北短大による相互点検・評価活動は始まりました。平成11年12月に行わ

れた最初の打合せ会において、直ちに「形式に拘らず、率直に意見を出し合える相手」であるとの感触を得て、「これなら意味のある交流ができる」との認識が互いに深まりました。一方が困っている事案を「どうしてますか」と尋ねたときに、「このように考え、こんな対応をしています」といった、他方のストレートな回答に満足度は跳ね上がり、互いをもっと知り合おうという段階へと、とんとん拍子に進みました。その後「全学の教職員が携わる」「マンネリに陥らない」を念頭に置き、毎年異なる点検・評価分野を設定し、7年で6回の報告書を出しています。年を重ねるにつれ教職員や学生からの前向きな要望や提案が出

るようになり、相互交流の内容も広くかつ深くなってきています。この活動の螺旋的発展(図1参照)が、教育の現代的課題に果敢に立ち向かう基盤を形成してきていると感じています。この相互点検・評価をテーマとして特色GPに、湘北(過去4回中3度採択)・松商(同2度採択)が夫々1度ずつ挑戦しましたが、残念ながら採択には至りませんでした。

### (2) 実施内容(教育内容／学生支援／SD・FD)とその状況

両校の相互点検・評価の取組で実施している内容は、図1に見られるように多岐にわたっています。詳細は各報告書を参照していただくとして、ここでは多様な実施内容を次の(a)～(c)の3つの視点にまとめるとともに、その全体像を次の概念図で示します。中央に「学生が抱える課題への両校の認識」、その周りに「両校が取り組んでいる3つの内

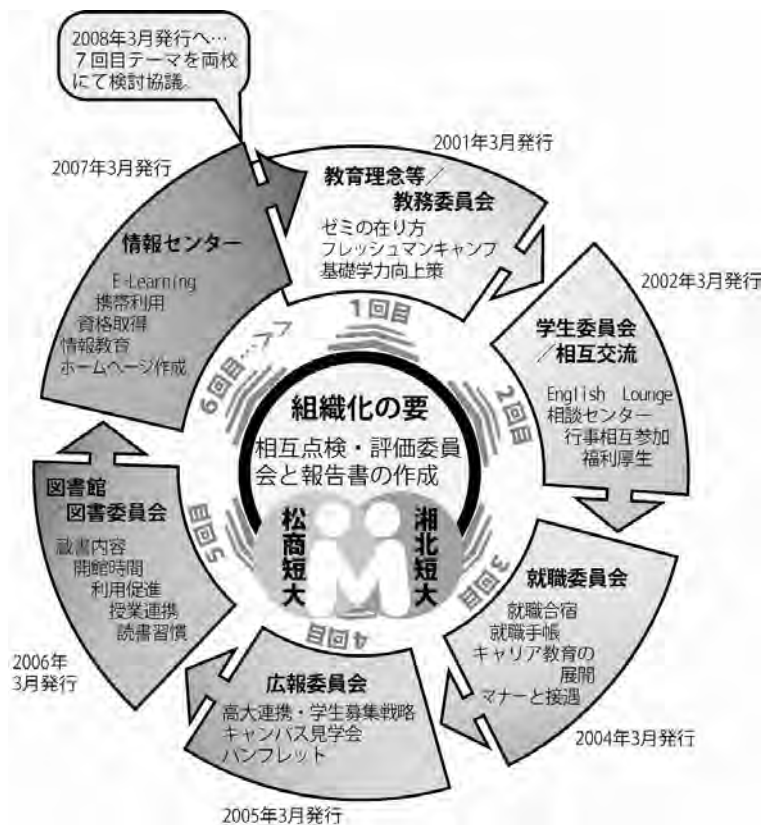


図1. 過去7年間で6回の相互点検・評価報告書の発行

松商短大と湘北短大の  
教育改革戦略概念図

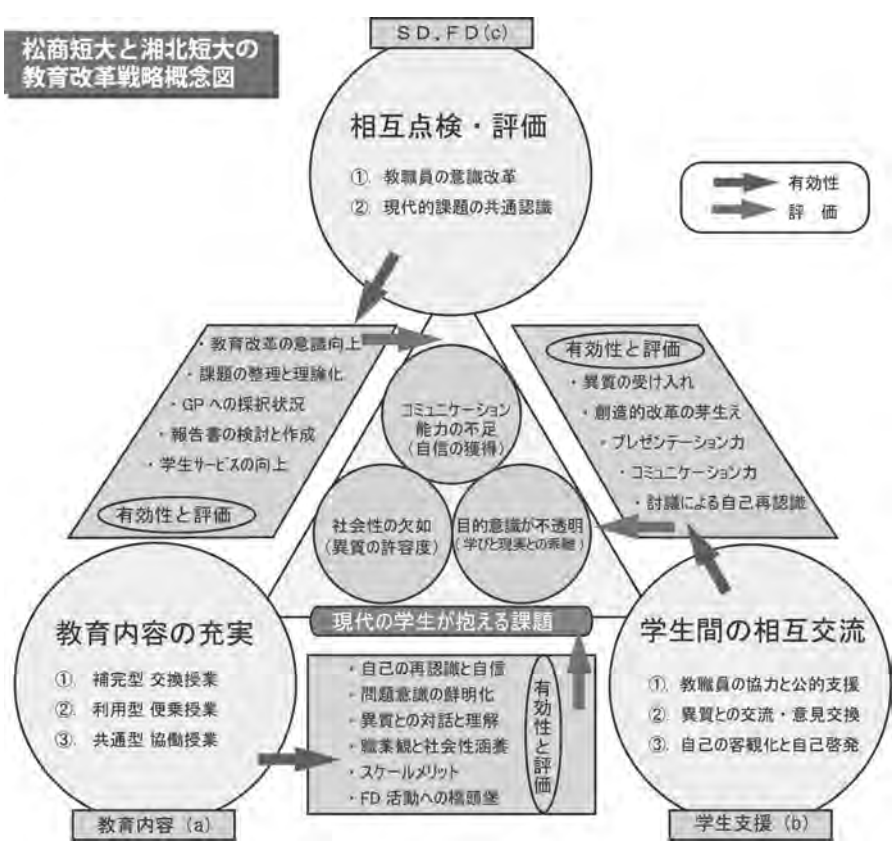


図2. 相互点検・評価活動の全容を示す概念図

容」、さらにその取組が「課題解決に有効かどうかで評価する」という構図になっています。

(a) 一つは教育内容の充実に関する視点です。それぞれの短大の限られた人的・物的資源の制約の中で、①不備あるいは不足している要素・教育内容を補完し合える（交換授業）、②GPを取得するなど他校の得意とする有意義な取組を相互に利用できる（便乗授業）、③共通の教育課題を協力・協働して探求できる（協働授業）、等の理由から両短大の学生が共に優れた教育機会を享受できるという利点が生じます。ここでは紙面の関係で、①に関連した一例だけをあげてみます。観光分野での交換授業を実施し、

不足する領域を補完しあっています。湘北では、海、大型レジャー施設が中心の都市型観光の学びが展開されています。対して松商では、山、農業や自然環境を中心に据えたエコ・ツーリズムやグリーン・ツーリズムであり、それが地域振興とどう係わるかを探求する観光を学んでいます。こうした二つの異なる観光へのアプローチを、両校の学生が江ノ島・鎌倉や安曇野に出かけ、現場を「体験」し「意見交換」する中で、観光の在り方の違いを軸に、「都市と農村」「中央と地方」といった社会的背景にも迫ることができています。特に地方にある松商生は、地域の財産と教えられた

緑の田園、豊かな自然環境がテーマの観光が、果たして都会の若者に受け入れられるのかと不安を抱いていました。しかし、みずみずしいキュウリを囓り、採りたてのラベンダーを使って工芸細工をする湘北生の反応から、手作りでロハスが“売り”の観光にも将来性があることを再確認でき、自信を持てるようになっていきます。

(b) 2つ目は学生間相互交流を梃子にした、学生の自主活動の活性化という視点です。似たような目的意識を持ちながらも、異なる教育環境に育つ同世代の学生達が、①他大学の学生生活を身近に体験できるので、相互交流（表1）を通して切磋琢磨し、②自校には無い新たな視点を

行事の企画者	松商から湘北の行事へ参加・見学	湘北から松商の行事へ参加・見学
学友会が企画、主催する行事	箱根リーダーズ・キャンプ参加 (9月) 湘北祭見学 (10月)	春季体育大会参加 (5月) 夏祭り・松本ぼんぼん参加 (8月) 梓乃森祭友情出演 (10月)
短大側が企画、主催する行事	「海外研修」事前研修参加 (8月) 英語スピーチコンテスト参加(11月)	就職合宿参加 (2月)

表1. 両短大間の学生間相互交流が行われている企画・行事

学びの形態	湘北が学んだ内容	松商が学んだ内容
他方を参考にし、改善を図ろうとしている内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学友会役員選出方式と代議制度</li> <li>・ゼミ対抗体育大会の在り方</li> <li>・報道局による大学生新聞発行</li> <li>・地域行事・祭への参加の在り方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際交流委員会の活動</li> <li>・学科の枠を越えた活動方式</li> <li>・文化系クラブ活動の育成</li> <li>・他を受け入れる時の気配り</li> </ul>
両校が共通に学びあった課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リーダーズキャンプ開催方式</li> <li>・学生の要求実現と学友会活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学祭運営やパンフレット作成</li> <li>・全国私立短大体育大会参加補助</li> </ul>

表2. 学生の経験交流から互いに学び、改善へと向かっている内容例



図3 相互点検・評価活動と両校の教育システム改善経過の概要

獲得し（表2）、独自の活動を展開しています。大学の支援を受け、物理的な距離の遠さを克服して実施される異質との交流を通して、コミュニケーションやプレゼンテーションの能力が上達してくる等、学生の成長が実感できています。

(c) 3つ目は相互点検・評価で教職員に芽生える改革への意欲、換言すればSDの基本となる視点です。両校の教職員は、①「学生が抱える現代的な課題」を共通の認識として持っているため、②目前に展開する相手校の優れた課題克服の事例に刺激され、「自分達も何とかしよう」と改革への機運を互いに盛り上げています。「現代的難課題に立ち向い、解決策を探り、学生を一步でも前進させたい」これが相互点検・評価活動の底流にある「教育改革」への両校の共通した熱い想いとなり、図3のような動きへと結実しています。

### (3) 今後の課題

3つの視点から見た教育的成果は既述の通りです。今後は、学生や教職員の交流によって積み上げられた成果を継続させ、(a) ①～③など教育面での一層の深化を図ることが両校の持つ能力を全面的に生かす道であり、これからの課題となっていると考えています。

もう一つ課題があります。それは相互点検・評価活動を広めるということです。一方の大学が学生の成長を促すために取り組んだ課題の成果や問題点も、他方の大学が直ちに共有できます。つまり、少なくとも二倍の速さで詳細な情報が獲得できますので、何か新しく試行・挑戦する時にも指針を持ちながら進められます。「両校の課題意識に基づいて自らテーマを設定し、ピアの精神に基づきながらも必要なポイントに単刀直入に迫って行く」という、形式にとらわれることなく実施される、いかに素晴らしい活動であるかを、両校の経験を紹介し、全国に伝えることも二校に課せられた課題ではないかと思っています。

## 基準協会の動き

### 第三者評価

平成 19 年度

#### ●第三者評価の要綱を改訂しました

第三者評価委員会では、評価周期後半（平成 20～22 年度）に第三者評価を希望する会員短期大学が集中している状況に対応するための検討を行っていましたが、評価員候補者の推薦・登録基準の見直しを柱とする「第三者評価の要綱」の改訂案をまとめました。この改訂案については、4月に社会に対してパブリック・コメントを求め、寄せられた意見は第三者評価委員会で検討を行い、第三者評価の要綱の最終案を作成しました。最終案は、5月24日に開催された理事会において正式に承認されました。

（本協会ホームページの「第三者評価について」に「第三者評価の要綱」を掲載）

#### ●平成 19 年度第三者評価 評価員研修会を開催しました

本協会では、平成 19 年度の第三者評価校 53 校の評価員 280 名を対象に、7月12日・13日の2日間にわたり、東京「ホテルベルクラシック東京」において平成 19 年度第三者評価 評価員研修会を開催いたしました。当日は下記の内容の研修を行いました。

#### 平成 19 年度第三者評価 評価員研修会

##### <第 1 日目> 7月 12 日（木）

午前：チーム責任者研修会

「挨拶」・「評価文化形成に向けて」

関根 秀和氏〔第三者評価委員会委員長〕

「チーム責任者の役割について」

関口 修氏〔第三者評価委員会委員〕

「領域別評価票の作成について」

山内 昭人氏〔第三者評価委員会副委員長〕

午後：評価員研修会

「挨拶」

関根 秀和氏〔(財)短期大学基準協会副理事長〕

「短期大学設置基準について」

福島 哉史氏〔文部科学省高等教育局大学振興課短期大学係長〕

「評価員の役割について」

原田 博史氏〔第三者評価委員会委員〕

「領域Ⅰ～Ⅳの評価の考え方について」

大野 博之氏〔第三者評価委員会委員〕

「評価チーム打合せ（1）」

##### <第 2 日目> 7月 13 日（金）

評価員研修会

「領域Ⅴ～Ⅶ及びⅩの評価の考え方について」

福井 有氏〔第三者評価委員会委員〕

「領域Ⅷ～Ⅸの評価の考え方について」

山内 昭人氏〔第三者評価委員会副委員長〕

「評価チーム打合せ（2）」

「訪問調査・その他について」

「総括質疑」





評価チームごとに集まっての打合せ



講師との総括質疑

## 平成 20 年度

### ●平成 20 年度第三者評価校 A L O 対象説明会を開催します

本協会では、平成 20 年度第三者評価 評価校 A L O（第三者評価連絡調整責任者）を対象とした説明会を、来る 9 月 19 日（水）・東京「ホテルベルクラシック東京」にて開催します。当日は、自己点検・評価報告書の記載方法や評価実施に際しての留意事項などについて説明・質疑応答を行う予定です。

## 組織

### ●本協会の理事長及び副理事長が決まりました

5 月 24 日に開催された第 1 1 回理事会において、役員改選に伴う理事長及び副理事長の選出が行われ、次の方々が選出・就任されました。

役 職	氏 名	所 属 機 関 ・ 職 名
理 事 長	川 並 弘 昭	聖徳大学短期大学部 理事長・学園長・学長
副理事長	坂 田 正 二	広島文化短期大学 理事長
副理事長	関 根 秀 和	大阪女学院短期大学 院長・学長

## 事業報告・決算報告

### ●平成 18 年度事業報告及び決算報告

去る 5 月 24 日に開催された第 5 回評議員会及び第 11 回理事会において、平成 18 年度の事業報告及び決算報告が承認されました。（本協会ホームページに詳細掲載）

## 訂正について

前号（Vol. 38）の 9 ページ「本協会の役員・評議員」の中で、「第 4 回理事会」とあるのは「第 4 回評議員会」の誤りでした。お詫び申し上げます。



## 平成 18 年度事業報告

### ◇概要

財団法人短期大学基準協会は、平成 17 年度から本格的に第三者評価事業を実施し、平成 18 年度において継続実施した。また、昨年度の第三者評価の実績を踏まえた評価システムの内容についても、短期大学の主体的改革・改善を支援し、教育水準の向上及び質的充実を図り、広く社会から理解と支援を得られるよう点検し、改善した。

さらに、短期大学に関わる高等教育の調査研究を推進し、短期大学における教育研究活動の充実に資する事業を展開した。

なお、本協会は会員制をとっており、平成 18 年度当初の会員校は 372 校であったが、新規に短期大学 1 校の加盟があり、平成 18 年 5 月現在の会員校は 373 校となった。

平成 18 年度に本協会が実施した事業の内容は次のとおりである。

### ◇事業内容

#### 1. 認証評価機関としての第三者評価の実施

##### (1) 平成 18 年度第三者評価の実施（評価結果の公表等を含む）

平成 18 年度第三者評価については、平成 17 年 9 月 15 日開催の理事会において 49 校の短期大学を実施することを決定したが、平成 18 年 3 月までに 4 校の短期大学から申込みの取下げがあり、45 校の短期大学（以下「評価実施校」という。）に対して評価を開始した。

本協会に登録されている評価員候補者の中から、234 名を平成 18 年度評価員として委嘱した後、1 チーム 5 名程度の評価チームを編成し、評価実施校が提出した自己点検・評価報告書に基づき、7 月～10 月の間に書面調査及び訪問調査を行い、評価チーム毎に領域別評価票を作成した。

次いで、第三者評価委員会の下に、3～4 名の第三者評価委員会分科会委員で構成される 9 つの分科会を設けた。各分科会は、担当する評価チームから提出された領域別評価票について検討を加え、当該チーム責任者からヒアリングを行ったうえ、機関別評価原案を作成し、第三者評価委員会に提出した。第三者評価委員会では、各分科会で作成された機関別評価原案について、各分科会主査の報告を受けた後、全体的観点から審議し、機関別評価案を作成し、さらに平成 18 年 12 月 14 日に開催された理事会に機関別評価案の報告を行い、12 月 20 日に各評価実施校へ内示した。この内示の前に 1 校の短期大学から評価申込みの取り下げがあり、当該短期大学の評価を中止した。

第三者評価委員会からの内示に対して、4 校の短期大学から機関別評価案の指摘事項に対する異議申立て書の提出があった。これらの異議申立ての申し出を第三者評価審査委員会に諮り、同審査委員会では、提出された資料を中心に事実誤認の有無及び訂正申し出の適否を慎重に審議し、その適否及び必要な修正等を明示して理事会に報告し、理事会は同審査委員会のそれらの結果を承認した。

第三者評価委員会から提出された機関別評価案を、第三者評価審査委員会からの報告書とともに、平成 19 年 2 月 15 日開催の理事会及び平成 19 年 3 月 22 日に開催された理事会に諮った。理事会では、機関別評価案を審査した結果、平成 18 年度の評価実施校 44 校について、本協会の短期大学評価基準を充たしているものとして、すべて適格と認定した。さらに、本協会は、すべての評価実施校に対して教育活動の更なる向上・充実に資するため、機関別評価結果、機関別評価結果の事由の他に、「優れていると判断される事項」、「向上・充実のための課題」及び「領域別評価結果」について、コメントを付した。

また、理事会で決定された評価結果は、当該短期大学に通知するとともに「平成 18 年度第三者評価結果報告書」としてまとめ、本協会のウェブサイト上に掲載し、社会へ公表するとともに刊行物として会員短期大学等へ配布した。なお、平成 18 年度第三者評価において適格認定を受けた短期大学 44 校に対して、平成 19 年 5 月 14 日に適格認定証を贈呈した。

## (2) 評価員、AL Oの研修会の企画・実施

本協会の行う評価は、評価する側と評価される側がともに短期大学の質の向上・充実を目指すピアの精神に基づき、大学人の自律性によって、短期大学の質の向上・充実を図ることを目的としていることから、「評価員」と「AL O」がともに重要な役割を担っている。そこで、「平成18年度第三者評価 評価員研修会」は、平成17年度よりも日程、内容とも充実して、平成18年7月10日～11日の2日間にわたり開催し、232名（欠席者2名は、後日受講）の参加を得て、18年度評価に対する基本方針について共通理解を図るとともに評価の実践に即した内容の説明を行い、評価員の質保証に重点をおいた事業を展開した。

また、平成19年度評価実施校AL O対象説明会は、平成18年10月27日に98名のAL Oや事務担当者の参加を得て、第三者評価の基本的な考え方について共通理解を図り、AL Oの役割、第三者評価の留意事項などについて説明をし、特に本年度はAL Oが抱える第三者評価に係る問題点や課題に応える説明や相談に力を入れた。

## (3) 平成19年度第三者評価の準備

平成19年度の第三者評価の申込みは、平成18年7月末締め切りで54校の短期大学からあり、第三者評価委員会で検討の結果、それらの短期大学を平成19年度の評価実施校に決定し、各短期大学に通知をするとともに、評価員候補者のうちから平成19年度の評価員314名を決定し、委嘱した。

## (4) 要綱、評価基準、各種マニュアル等及び実施体制の定期的な点検・改善

本協会においては、より優れた評価システムの構築に向けて不断の努力を怠らず、改善に努力をすることを宣言しており、平成18年度においては評価員など関係者からの改善意見にも耳を傾け、『自己点検・評価報告書作成マニュアル』、『評価員マニュアル』を中心に改訂を行った。

また、平成19年2月に会員短期大学に評価希望時期に関する意向調査を行い、その結果、評価周期後半（平成20年度～22年度）、特に平成21年度に評価を希望する短期大学が集中することが判明し、その対応の一つとして評価員候補者の推薦・登録基準の改訂を中心とした「第三者評価の要綱」の改訂を検討することとした。

## (5) その他認証評価に係る事業

本協会の第三者評価は数多くの評価員の協力に支えられているが、その労苦に多少なりとも応えるため、平成17年度～18年度評価員に対して認定証を交付した。

## 2. 短期大学が行う自己点検・相互評価活動の促進及び支援

### (1) 自己点検・評価のための情報提供等による自己点検・評価活動の支援

本協会は、従来から、自己点検・相互評価推進委員会の下で、短期大学の自己点検・評価及び短期大学間の相互評価を促進、支援してきたが、平成18年度は、本協会に送付されてきた8組の短期大学間の相互評価の報告書を取りまとめた「平成18年度 短期大学間相互評価報告」を刊行し、会員短期大学及び関係諸機関へ配布した。

### (2) 短期大学間相互評価の推進

今後の短期大学間相互評価の推進方策の検討を行うため、平成18年10月に会員短期大学に対してアンケート調査を実施した。そこで得られたデータを相互評価実施希望の短期大学に提供することを検討するとともに相互評価推進方策の検討を継続して進めることとした。

## 3. 短期大学に関わる高等教育の調査研究

### (1) 短期大学に関わる調査研究

本協会の調査研究委員会は、短期大学における主体的改革・改善に資するため、「短期大学の将来構想に関する研究会」（九州地区の9短期大学及び高等教育関係者で組織）と協力して、自己点検・評価方法に関する調査の一環として、短期大学ステークホルダーの短期大学評価と期待について調査を実施した。調査は、短期大学卒業生を受け入れている大学や企業等を対象としてインタビューを行い、その事例分析をもとに自己点検・評価方法の開発に取り組んだ。その結果を『短期大学ステークホルダー調査報告書』として取りまとめ、会員短期大学及び関係諸機関へ配布した。

## (2) 国際的に通用する高等教育の質の保証に関する調査研究

調査研究委員会では、平成 17 年度に実施した「高等教育質保証機関国際ネットワーク (International Network for Quality Assurance Agencies in Higher Education : INQAAHE) の調査研究」の成果に基づき、当該調査の分析、検討を行うとともに、今後研究対象とするべき短期高等教育の学位に関する質の保証と国際通用性の調査研究について検討した。

## 4. 短期大学に関する資料等の刊行及び会報の発刊

### (1) 報告書の刊行

上記 1 - (1)「平成 18 年度第三者評価結果報告書」、2 - (1)「平成 18 年度短期大学間相互評価報告書」のほか、平成 18 年度第三者評価を実施するに当たり、自己点検・評価報告書作成マニュアルなど各種のマニュアルの改訂や評価システムの見直しを行ったが、それらを記録に留めるために「評価システムの改善について」と題した報告書を刊行し、会員短期大学に配布した。

### (2) 会報の発刊

本協会の広報委員会は、年 4 回会報「ニューズレター」を刊行し、会員短期大学はじめ関係者に本協会の活動等についてお知らせしている。平成 18 年度は第 34 号から第 37 号までを発刊した。また、平成 18 年 4 月に本協会のウェブサイト (ホームページ) をリニューアルし、掲載内容の整備充実を図った。

## 5. その他目的を達成するために必要な事業

本協会では、独立行政法人大学評価・学位授与機構、財団法人大学基準協会、財団法人日本高等教育評価機構の 3 機関と定期的 (年 4 回) に「機関別認証評価制度に関する連絡会」を開催して、評価事業の現状報告、今後の予定、当面する諸問題について情報交換を行った。

## 6. 地域総合科学科 (総称) の適格認定評価

### (1) 平成 18 年度適格認定評価の実施

自己点検・相互評価推進委員会では、平成 15 年度から、学科を改組し、特定学問分野に限定せず、学生あるいは地域の多様なニーズに応えることを目的とした地域総合科学科 (総称) の適格認定評価を実施 (平成 18 年 7 月現在、25 短期大学 31 学科認定) してきたが、平成 18 年度については次の短期大学の学科を認定した。

短期大学名	地域総合科学科として適格認定を受けた学科名 (入学定員数)	地域総合科学科として改組前の学科名 (入学定員数)
名古屋学芸大学短期大学部	現代総合学科 (240 名)	言語コミュニケーション学科 (45 名) ビジネス情報学科 (95 名) 生活科学科 (100 名)

### (2) 地域総合科学科の達成度評価の実施

適格認定評価を行った地域総合科学科に対し、完成年度を過ぎた時点で構想時の諸目的の達成度の確認を行うため、自己点検・相互評価推進委員会が達成度評価を行うこととしている。本年度は、平成 15 年度及び 16 年度に適格認定評価を行った 12 短期大学 14 学科に対して自己点検・評価報告書の提出を求め、現在審査を行っている段階である。

### (3) 実施要領、評価基準等及び実施体制の定期的な点検・改善

上記 (2) の地域総合科学科の達成度評価の実施に対応して評価報告書のフォーマット、作成上の留意点などについて検討を行った。

### (4) その他適格認定評価に係る事業

平成 17 年度に適格認定評価を行った短期大学の達成度評価の実施方法の検討を行った。

貸借対照表総括表

平成19年 3月31日現在

科 目	一般会計	道格特別会計	受託特別会計	合 計
<b>I 資産の部</b>				
1. 流動資産				
現金預金	20,502,730	0	0	20,502,730
未払金	8,776,755	0	0	8,776,755
流動資産合計	29,279,485	0	0	29,279,485
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
基本財産引当資産	100,000,000	0	0	100,000,000
基本財産合計	100,000,000	0	0	100,000,000
(2) 特定資産				
退職給付引当資産	24,197,339	0	0	24,197,339
減価償却引当資産	1,092,599	0	0	1,092,599
評価事業引当資産	128,746,282	0	0	128,746,282
特定資産合計	154,036,220	0	0	154,036,220
(3) その他固定資産				
什器備品	658,605	0	0	658,605
保証金	8,624,000	0	0	8,624,000
その他固定資産合計	9,282,605	0	0	9,282,605
固定資産合計	263,318,825	0	0	263,318,825
資産合計	292,989,830	0	0	292,989,830
<b>II 負債の部</b>				
1. 流動負債				
未払金	632,688	0	0	632,688
預り金	424,772	0	0	424,772
流動負債合計	1,057,460	0	0	1,057,460
2. 固定負債				
退職給付引当金	24,197,339	0	0	24,197,339
固定負債合計	24,197,339	0	0	24,197,339
負債合計	25,254,799	0	0	25,254,799
<b>III 正味財産の部</b>				
1. 指定正味財産				
寄付金	100,000,000	0	0	100,000,000
指定正味財産合計	100,000,000	0	0	100,000,000
(うち基本財産への充当額)	(100,000,000)	(0)	(0)	(100,000,000)
2. 一般正味財産				
(うち特定資産への充当額)	167,735,031	0	0	167,735,031
(うち特定資産への充当額)	(129,838,881)	(0)	(0)	(129,838,881)
正味財産合計	267,735,031	0	0	267,735,031
負債及び正味財産合計	292,989,830	0	0	292,989,830



## 正味財産増減計算書総括表

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

(単位:円)

科 目	一般会計	適格認定特別会計	受託事業特別会計	内部取引消去	合 計
<b>I 一般正味財産増減の部</b>					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
基本財産運用益	[ 30,000 ]	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 30,000 ]
基本財産受取利息	30,000	0	0	0	30,000
特定資産運用益	[ 40,024 ]	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 40,024 ]
特定資産受取利息	40,024	0	0	0	40,024
受取会費	[ 117,557,500 ]	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 117,557,500 ]
受取会費	117,557,500	0	0	0	117,557,500
事業収益	[ 45,000,000 ]	[ 200,000 ]	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 45,200,000 ]
第三者評価事業収益	45,000,000	0	0	0	45,000,000
適格認定事業収益	0	200,000	0	0	200,000
受取補助金等	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 8,776,755 ]	[ 0 ]	[ 8,776,755 ]
受取補助金等	0	0	8,776,755	0	8,776,755
雑収益	[ 90,828 ]	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 90,828 ]
受取利息	82,348	0	0	0	82,348
雑収益	8,480	0	0	0	8,480
他会計からの繰入額	[ 0 ]	[ 6,893 ]	[ 0 ]	[ △ 6,893 ]	[ 0 ]
適格認定一般会計繰入額	0	6,893	0	△ 6,893	0
経常収益計	162,718,352	206,893	8,776,755	△ 6,893	171,695,107
(2) 経常費用					
事業費	[ 77,613,126 ]	[ 206,893 ]	[ 8,776,755 ]	[ 0 ]	[ 86,596,774 ]
人件費	40,196,254	0	0	0	40,196,254
事業共通経費	11,858,269	0	0	0	11,858,269
第三者評価費	18,115,375	0	0	0	18,115,375
自己点検・相互評価費	1,289,688	0	0	0	1,289,688
適格認定費	0	206,893	0	0	206,893
調査研究費	2,198,280	0	0	0	2,198,280
広報費	3,955,260	0	0	0	3,955,260
文部科学省受託事業費	0	0	8,776,755	0	8,776,755
管理費	[ 39,560,089 ]	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 39,560,089 ]
人件費	23,171,422	0	0	0	23,171,422
理事会・評議員会費	1,816,851	0	0	0	1,816,851
事務費	14,571,816	0	0	0	14,571,816
他会計への繰出額	[ 6,893 ]	[ 0 ]	[ 0 ]	[ △ 6,893 ]	[ 0 ]
適格認定特別会計繰出額	6,893	0	0	△ 6,893	0
経常費用計	117,180,108	206,893	8,776,755	△ 6,893	126,156,863
当期経常増減額	45,538,244	0	0	0	45,538,244
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益計	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用					
経常外費用計	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	45,538,244	0	0	0	45,538,244
一般正味財産期首残高	122,196,787	0	0	0	122,196,787
一般正味財産期末残高	167,735,031	0	0	0	167,735,031
<b>II 指定正味財産増減の部</b>					
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	100,000,000	0	0	0	100,000,000
指定正味財産期末残高	100,000,000	0	0	0	100,000,000
<b>III 正味財産期末残高</b>	267,735,031	0	0	0	267,735,031

# 財産目録

平成19年 3月31日現在

一般会計

科 目	金 額	
<b>I 資産の部</b>		
<b>1. 流動資産</b>		
現金預金	20,502,730	
現金手許有高	81,373	
普 通 預 金	20,421,357	
りそな銀行 市ヶ谷支店 (普通) No.1233374	20,421,357	
未 収 金	8,776,755	
前 払 金	391,520	
流動資産合計		29,671,005
<b>2. 固定資産</b>		
(1) 基本財産		
基 本 財 産 引 当 資 産	100,000,000	
みずほ信託銀行 本店 (定期) No. 54420101	100,000,000	
基本財産合計	100,000,000	
(2) 特定資産		
退 職 給 付 引 当 資 産	24,197,339	
りそな銀行 市ヶ谷支店 (普通) NO. 1648894	24,197,339	
減 価 償 却 引 当 資 産	1,092,599	
りそな銀行 市ヶ谷支店 (定期) No. 3541603	1,092,599	
評 価 事 業 引 当 資 産	128,746,282	
りそな銀行 市ヶ谷支店 (定期) No. 3541616	128,746,282	
特定資産合計	154,036,220	
(3) その他固定資産		
什 器 備 品	658,605	
保 証 金	8,624,000	
その他固定資産合計	9,282,605	
固定資産合計		263,318,825
<b>資産合計</b>		292,989,830
<b>II 負債の部</b>		
<b>1. 流動負債</b>		
未 払 金	632,688	
預 り 金	424,772	
源 泉 所 得 税	148,816	
健 康 保 険 料	94,422	
厚 生 年 金 保 険 料	137,634	
住 民 税	43,900	
流動負債合計		1,057,460
<b>2. 固定負債</b>		
退 職 給 付 引 当 金	24,197,339	
事 業 費 分	4,856,413	
管 理 費 分	19,340,926	
固定負債合計		24,197,339
<b>負債合計</b>		25,254,799
<b>正味財産</b>		267,735,031

## 財務諸表に対する注記

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 公益法人会計基準の適用について

当事業年度から「公益法人会計基準」(平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ：いわゆる「新会計基準」)を適用し、財務諸表を作成している。

なお、「公益法人会計基準の運用指針について」(平成17年3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ)に基づき、当事業年度の貸借対照表及び正味財産増減計算書の「前年度」欄の金額は、記載しないものとする。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

什器備品・・・定率法によっている。

保証金・・・事務所保証金のうち建物賃貸借契約書により将来返還されない金額の償却については、定額法によっている。

#### (3) 引当金の計上基準

退職給付引当金・・・期末退職給与の要支給額に相当する金額を計上している。

#### (4) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借手に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

#### (5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

### 2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
基本財産引当資産	100,000,000	0	0	100,000,000
小 計	100,000,000	0	0	100,000,000
特定資産				
退職給付引当資産	22,043,003	2,754,336	600,000	24,197,339
減価償却引当資産	851,642	240,957	0	1,092,599
評価事業引当資産	53,746,282	75,000,000	0	128,746,282
小 計	76,640,927	77,995,293	600,000	154,036,220
合 計	176,640,927	77,995,293	600,000	254,036,220

### 3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に対応す る額)
基本財産				
基本財産引当資産	100,000,000	(100,000,000)	( 0)	—
小 計	100,000,000	(100,000,000)	( 0)	—
特定資産				
退職給付引当資産	24,197,339	—	( 0)	(24,197,339)
減価償却引当資産	1,092,599	( 0)	( 1,092,599)	—
評価事業引当資産	128,746,282	( 0)	(128,746,282)	—
小 計	154,036,220	( 0)	(129,838,881)	(24,197,339)
合 計	254,036,220	(100,000,000)	(129,838,881)	(24,197,339)

### 4. 担保に供している資産

担保に供している資産はない。

5. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什器備品	1,751,204	1,092,599	658,605
保証金〈注〉	8,800,000	176,000	8,624,000
合 計	10,551,204	1,268,599	9,282,605

〈注〉保証金（事務所賃貸借契約に係るもの）は本来の減価償却資産ではないが、取得価額のうち880,000円については、建物賃貸借契約書において将来返還されない旨の定めがあるため、定額法（償却期間5年）による償却を実施している。

6. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高は、次のとおりである。(単位：円)

科 目	債権金額	貸倒引当金の当期末残高	債権の当期末残高
未収金〈注〉	8,776,755	0	8,776,755
合 計	8,776,755	0	8,776,755

〈注〉未収金の全額は、文部科学省認証評価調査研究業務補助金に係るものであるため、貸倒引当金を計上していない。

7. 保証債務等の偶発債務

保証債務等の偶発債務はない。

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券は保有していない。

9. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
補助金 (受託事業特別会計) 認証評価調査研究業務補助金	文部科学省	—	8,776,755	8,776,755	—	—
合 計		0	8,776,755	8,776,755	0	

10. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額はない。

11. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引はない。

12. 重要な後発事象

重要な後発事象はない。

13. その他公益法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況を明らかにするために必要な事項

該当する事項はない。



## 収支計算書総括表

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

(単位:円)

科 目	一般会計	適格認定特別会計	受託事業特別会計	内部取引消去	合 計
<b>I 事業活動収支の部</b>					
1. 事業活動収入					
基本財産運用収入	[ 30,000 ]	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 30,000 ]
基本財産利息収入	30,000	0	0	0	30,000
特定資産運用収入	[ 40,024 ]	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 40,024 ]
特定資産利息収入	40,024	0	0	0	40,024
会費収入	[ 117,557,500 ]	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 117,557,500 ]
会費収入	117,557,500	0	0	0	117,557,500
事業収入	[ 45,000,000 ]	[ 200,000 ]	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 45,200,000 ]
第三者評価事業収入	45,000,000	0	0	0	45,000,000
適格認定事業収入	0	200,000	0	0	200,000
補助金等収入	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 8,776,755 ]	[ 0 ]	[ 8,776,755 ]
文部科学省受託収入	0	0	8,776,755	0	8,776,755
雑収入	[ 90,828 ]	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 90,828 ]
受取利息収入	82,348	0	0	0	82,348
雑収入	8,480	0	0	0	8,480
他会計からの繰入金収入	[ 0 ]	[ 6,893 ]	[ 0 ]	[ △ 6,893 ]	[ 0 ]
適格認定一般会計繰入金収入	0	6,893	0	△ 6,893	0
事業活動収入計	162,718,352	206,893	8,776,755	△ 6,893	171,695,107
2. 事業活動支出					
事業費支出	[ 76,490,266 ]	[ 206,893 ]	[ 8,776,755 ]	[ 0 ]	[ 85,473,914 ]
人件費支出	39,281,873	0	0	0	39,281,873
事業共通経費支出	11,649,790	0	0	0	11,649,790
第三者評価費支出	18,115,375	0	0	0	18,115,375
自己点検・相互評価費支出	1,289,688	0	0	0	1,289,688
適格認定費支出	0	206,893	0	0	206,893
調査研究費支出	2,198,280	0	0	0	2,198,280
広報費支出	3,955,260	0	0	0	3,955,260
文部科学省受託事業費支出	0	0	8,776,755	0	8,776,755
管理費支出	[ 38,111,656 ]	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 38,111,656 ]
人件費支出	21,931,467	0	0	0	21,931,467
理事会・評議員会費支出	1,816,851	0	0	0	1,816,851
事務費支出	14,363,338	0	0	0	14,363,338
他会計への繰入金支出	[ 6,893 ]	[ 0 ]	[ 0 ]	[ △ 6,893 ]	[ 0 ]
適格認定特別会計繰入金支出	6,893	0	0	△ 6,893	0
事業活動支出計	114,608,815	206,893	8,776,755	△ 6,893	123,585,570
事業活動収支差額	48,109,537	0	0	0	48,109,537
<b>II 投資活動収支の部</b>					
1. 投資活動収入					
特定資産取崩収入	[ 600,000 ]	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 600,000 ]
退職給付引当資産取崩収入	600,000	0	0	0	0
投資活動収入計	600,000	0	0	0	600,000
2. 投資活動支出					
特定資産取得支出	[ 77,995,293 ]	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 77,995,293 ]
退職給付引当資産取得支出	2,754,336	0	0	0	2,754,336
減価償却引当資産取得支出	240,957	0	0	0	240,957
評価事業引当資産取得支出	75,000,000	0	0	0	75,000,000
固定資産取得支出	[ 492,872 ]	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 492,872 ]
什器備品購入支出	492,872	0	0	0	492,872
投資活動支出計	78,488,165	0	0	0	78,488,165
投資活動収支差額	△ 77,888,165	0	0	0	△ 77,888,165
<b>III 財務活動収支の部</b>					
1. 財務活動収入					
財務活動収入計	0	0	0	0	0
2. 財務活動支出					
財務活動支出計	0	0	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0	0	0
当期収支差額	△ 29,778,628	0	0	0	△ 29,778,628
前期繰越収支差額	58,392,173	0	0	0	58,392,173
次期繰越収支差額	28,613,545	0	0	0	28,613,545

## 収支計算書に対する注記

### 1. 収支計算書の作成方法について

当事業年度から「公益法人会計における内部管理事項について」（平成17年3月23日 公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ）に示された3区分の様式により収支計算書を作成している。

### 2. 資金の範囲

資金の範囲には、現金預金、未収会費、未収金・未払金、前払金・前受金、立替金・預り金及び短期借入金を含めている。

なお、前期末及び当期末残高は、下記3に記載するとおりである。

### 3. 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

#### (1) 一般会計

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期末残高
現金預金	41,515,846	20,502,730
未収金	16,898,063	8,776,755
前払金	255,920	391,520
合計	58,669,829	29,671,005
未払金	145,214	632,688
預り金	132,442	424,772
合計	277,656	1,057,460
次期繰越収支差額	58,392,173	28,613,545

#### (2) 適格認定特別会計

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期末残高
現金預金	0	0
未収金	0	0
前払金	0	0
合計	0	0
未払金	0	0
預り金	0	0
合計	0	0
次期繰越収支差額	0	0

#### (3) 受託事業特別会計

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期末残高
現金預金	0	0
未収金	0	0
前払金	0	0
合計	0	0
未払金	0	0
預り金	0	0
合計	0	0
次期繰越収支差額	0	0

## 編集後記

今年は、大地震、大雨などによる大きな災害が各地で起きています。被災された皆さまへの救援活動が進み、一日も早く復旧できますようお祈りいたします。

一方で、夫婦、兄弟姉妹、親子の間での殺傷事件が多くなってきたことから、マスコミなどで「心の教育」の必要性が強く言われるようになりました。私立短期大学を含む私立学校では、建学の精神に心の教育を何らかの形で挙げるところが数多くあります。本協会は、そのような建学の精神をもつ短期大学に関する活動をするを誇りに思っています。設立以来、短期高等教育の評価を調査研究し、これを自己点検評価から相互点検評価を推進し、さらに第三者評価を実施するなど、系統的に評価を行い、その発展に努めています。

本号は、「巻頭言」では調査研究委員会の活動について、「論説」では2年目となった平成18年度の第三者評価を振り返って、「事例紹介」では過去7年間で6回行った相互点検・評価の概要について、それぞれの立場でご寄稿いただきました。この記事が、皆さまに本協会の活動をご理解いただくための一助となれば幸いです。

今後とも、本協会へのさらなるご支援とご協力をお願いいたします。

また、ニュースレターへの投稿もお待ちしています。

(PHM)

### 編集・発行

財団法人 短期大学基準協会 広報委員会

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-11 第2星光ビル6階

Tel. 03-3261-3594 Fax. 03-3261-8954

E-mail: jimukyoku@jaca.or.jp (旧) jimukyoku@tankikyo.jp

URL: //www.jaca.or.jp/ (旧) //www.tankikyo.jp/